

特定非営利活動法人  
青少年自立援助センター

職 員 賃 金 規 程

平成24年6月1日制定

## 第1章 総則

- 第1条 (目的)  
この規程は、就業規則第26条に基づき、職員の賃金、昇給ならびに賞与に関する事項を定める。
- 第2条 (賃金の種類)  
賃金は次のとおり分類する。  
① 基本給  
② 自己評価給  
③ 役職手当  
④ 家族手当  
⑤ 通勤手当  
⑥ 宿直・宿泊指導手当
- 第3条 (締切日および支払日)  
賃金は、前月1日より前月末日までの期間について計算し、当月10日に支払う。ただし、支払日が休日に当たるときは、その前日に支給する。
- 第4条 (非常時払)  
次の各号の一に該当する場合は、前条の規定にかかわらず、既往の勤務に対する賃金を支給する。  
① 本人が死亡したとき  
② 本人が退職し、または解雇されたとき  
③ 本人または配偶者の出産のための費用に当てるとき  
④ 災害および負傷疾病など非常の場合の費用に当てるとき  
⑤ その他、当法人がやむを得ないと認めたとき
- 第5条 (賃金の支払)  
賃金は、通貨支払いか本人の指定する金融機関の口座へ振込むものとする。
- 第6条 (賃金控除)  
次の各号に定められたものは、前条の規定にかかわらず賃金より控除する。  
① 源泉所得税  
② 住民税  
③ 健康保険料  
④ 厚生年金保険料  
⑤ 介護保険料  
⑥ 雇用保険料  
⑦ 従業員との書面契約によるもの

## 第2章 賃金体系

- 第7条 (基本給)  
基本給は、採用時の労働市場、経験等を考慮して金額を決定する。
- 第8条 (自己評価給)  
自己評価給は、前年(入職翌年より適用)に職員から提出された「自己目標シート」を基準とし、管理者との面談を経たのち、当年の「自己評価点数」を申告、点数合計に1点50円を掛けた金額を支給する。
- 第9条 (役職手当)  
各部署の責任者として任命された職員には、役職手当を支給する。
- 第10条 (家族手当)  
家族手当は、扶養家族を有する職員に対して、月額で次のとおり支給する。  
(1) 配偶者 10,000円  
(2) 子女 10,000円  
開始/誕生月の翌月より支給開始  
終了/満20歳の誕生月の翌月より支給終了  
ただし、子女が学生の身分の場合、卒業年度の3月か、満22歳を過ぎた翌年の3月より支給終了
- 第11条 (通勤手当)  
通勤にかかる交通費を全額支給する。
- 第12条 (宿直・宿泊指導手当)  
宿直の業務に従事した者に対しては、各人毎に定める宿直手当を、所定労働時間外(法定外休日を含む)、深夜業に労働した対価として支払う。
- 第13条 (割増賃金)  
所定労働時間外(法定外休日含む)、法定の休日および深夜業に労働した場合は、労働基準法第37条に基づき計算した割増賃金を支払う。
- 第14条 (不就業の賃金計算)  
欠勤その他により就業しない日および遅刻、早退、その他により就業しない時間に対し次の計算により控除する。  
<基本給が月額で定められている者>  
① 欠勤、その他により就業しない日  
基準内賃金÷月平均所定労働日数×欠勤日数  
② 遅刻、早退、その他により就業しない時間  
基準内賃金÷月平均所定労働時間×遅刻早退時間  
<基本給が日額で定められている者>  
① 欠勤、その他により就業しない日  
(基本給×欠勤日数+手当÷月平均所定労働日数)×欠勤日数  
② 遅刻、早退、その他により就業しない時間  
(基本給÷1日の所定労働時間+手当÷月平均所定労働時間)×遅刻早退時間  
<基本給が時間額で定められている者>

- ① 欠勤、遅刻、早退、その他により就業しない時間  
(基本給+手当÷月平均所定労働時間)×欠勤遅刻早退時間

第15条 (中途退職者、退職者および復職者、休職者等の賃金計算)  
賃金計算期間の中途において入・退社又は復職、休職等した者の賃金の計算は日割計算とし、賃金計算期間中の実労働日数相当額を支給する。

### 第3章 昇降給

第16条 (昇降給)  
昇降給は、原則として、毎年10月に当法人の業績および各人より提出された「自己評価シート」、貢献度等を勘案のうえ行う。ただし、当法人の業績により、これが困難な場合は、昇給を行わないことがある。

### 第4章 賞与

第17条 (賞与)  
賞与は年2回、7月および12月に当法人の業績に応じて支給することがある。

第18条 (賞与の支給資格)  
賞与の支給資格者は、勤続期間が6ヶ月以上で、かつ賞与支給日に在籍するものとする。

第19条 (賞与の算定方法)  
賞与の算定方法は、職員の職務内容・勤務成績・出勤状況等を考慮して定める。

### 付 則

- 1.この規程は、平成24年6月1日より実施する。
- 2.この改正規程は、平成28年 4月 1日より実施する。
- 3.この改正規程は、令和 3年11月 1日より実施する。